

# 南海トラフ地震津波防災規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策について必要な事項を定め、大規模地震が発生した場合の人命の安全及び災害の防止と被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、\_\_\_\_\_工場に勤務し又は出入りするすべての者に適用する。

## 第2章 日常の対策

(地震防災対策委員会の設置)

第3条 \_\_\_\_\_工場における地震防災対策の総合的な推進を図るため、\_\_\_\_\_を長とする「地震防災対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を設ける。

2 対策委員会の委員は、\_\_\_\_\_のほか、\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_等をもって構成する。

3 対策委員会の任務は、次による。

- (1) 地震津波対策規程の改廃に関すること。
- (2) 防災関係諸規程等の整備に関すること。
- (3) 危険物施設の耐震化及び防災設備の改善並びに強化に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 防災教育及び防災の広報に関すること。
- (6) その他、防災上必要な事項。

4 対策委員会は、1年に( )回開催する。

ただし、緊急開催の必要があるときは、その都度委員長が招集する。

5 対策委員会のもとに委員長の指名する者を担当責任者として地震防災隊を組織する。

6 地震防災隊の組織は次のとおりとする。

	(担当班)	(担当責任者)
	総括班	_____
	情報伝達班	_____
防災責任者 _____	応急措置班	_____
(委員長)	消火班	_____
	避難誘導班	_____

(施設の安全対策)

第4条 危険物施設等の耐震性能について検証を行い、その結果に基づき補強等の対策を講ずるものとする。

2 地震動及び津波の発生により施設内の機器が転倒、移動、落下等の被害を受ける可能性について検証を行い、被害を予防若しくは軽減するための必要な措置を講ずるものとする。

3 \_\_\_\_\_は別表3に定める施設の地震・津波対策に対する点検を1年に  
( ) 回行うものとする。

(地震防災隊の編成)

第5条 地震発生時に備え、別表1の地震防災隊(自衛消防組織)の編成と任務分  
担を作成するものとする。

(地震防災隊の隊長)

第6条 隊長は\_\_\_\_\_をもってあて、副隊長は\_\_\_\_\_をもってあ  
てる。

2 隊長は地震防災隊の活動に関する業務を総括する。

3 副隊長は隊長を助け隊長に事故あるとき又は不在のときはその職務を代理  
する。

(地震防災隊の班長)

第7条 地震防災隊の各班に班長を置く。

2 班長は隊長が任命する。

3 班長は担当隊員を指揮命令する。

### 第3章 地震発生時の措置

(地震発生時の応急対策)

第8条 地震発生及び津波警報等を知った者は、速やかに\_\_\_\_\_及び他  
の従業員に連絡しなければならない。

2 \_\_\_\_\_は、従業員に正確な情報の入手に努めさせ、直ちに地震防  
災隊を編成し、別紙1地震防災隊チェック表により各班の任務分担に応じた  
応急対策を講じさせる。

3 情報伝達班は、隊長の指示を受け拡声器、放送設備等により、地震による  
被害情報及び津波に関する情報を従業員及び工場内の外来者等に周知させる  
ものとする。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを  
考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

4 情報伝達班が用いる放送文は混乱防止に十分配慮し、別紙2に定める緊急  
放送要領で行うものとし、事業所内の被害状況、地区周辺の状況、交通状況、  
電気・ガス・水道の供給状況、電話の通話状況など、従業員及び外来者の不  
安解消に必要な情報について適宜伝達を行うものとする。

5 避難誘導班は、地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに建物等の避  
難経路の確保及び安全の確認を行い、別紙3で定める当該所在地から避難場  
所までの経路について関係者に明示するものとする。なお、避難誘導に際し  
ては、自身の安全にも配慮すること。

(火気使用の中止)

第9条 隊長は、地震が発生したときは、火気使用を中止させなければなら  
ない。ただし、火気使用が特に必要なときは、隊長の許可を受け、最小限の使  
用ができるものとする。

(災害発生時の措置)

第10条 地震により災害が発生した際は、地震防災隊により可能な限り応急  
措置を講ずるとともに、直ちに消防機関へ通報を行うものとする。

(従業員的安全対策)

第11条 地震により津波警報等が発令されたときは、従業員の人命危険を第1優先とし、津波到達時間と別紙3に定める所定の避難場所までの時間及び付近で発生している災害状況を考慮し、可能な範囲で施設の緊急停止及び被害軽減措置を行い、避難を行うものとする。

2 従業員が通勤中に津波警報が発令されたときは、あらかじめ定められた浸水想定区域外の避難場所に避難するものとする。

(被害状況の把握)

第12条 隊長は、別表( )の地震発生後のチェック表に基づき点検を行い、支障をきたすものにあつては直ちに応急措置をとる。

2 隊長は、社内に在る者の所在を確認し、不明の者がある場合は直ちに消防機関に通報するとともに各班協力して救護活動にあたることを指示する。

#### 第4章 訓練及び教育・広報

(地震防災訓練)

第13条 地震災害を最小限にとどめるため、訓練によって技術を習得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

(1) 個別訓練

情報の収集・伝達・緊急停止・初期消火・救護など班別の訓練を1年に( )回以上実施する。

(2) 総合訓練

個別訓練をまとめたものを1年に( )回以上実施する。

2 従業員が、市の行う防災訓練に参加するよう便宜を図る。

3 従業員に対する防災訓練は、教育活動の一環として行うものとし、具体的実施内容は、年間教育計画で定める。

(地震防災に対する教育)

第14条 従業員に対する地震防災に関する教育は、次によるものとする。

(1) 施設の緊急停止手順

(2) 予想される地震及び津波に関する知識。

(3) 東南海・南海地震に関する情報及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

(4) 避難場所及び避難経路に関する知識。

(5) 従業員が果たすべき役割。

(6) 地震対策に関する関係法令の改正。

(7) 地震対策として取り組む必要のある課題。

2 従業員に対する防災教育は、\_\_\_\_\_が1年に( )回以上実施する。

別表 1

## 工場地震防災隊編成表

隊長		班 長	隊 員	任 務
地震 防 災 隊 副 隊 長	地 震 防 災 副 隊 長 代 理	情報伝達班 班長 ( ) 代理 ( )	—	1 被害情報等の収集と伝達 2 消防機関等関係機関との連絡 3 地震防災隊各班との連絡調整 4 災害状況の記録及び報告
		避難誘導班 班長 ( ) 代理 ( )	—	1 非常口の開放並びに開放性の確認 2 避難障害物の排除 3 従業員, 外来者の避難誘導
		応急措置班 班長 ( ) 代理 ( )	—	1 火気等のしゃ断の確認 2 非常用電源の点検 3 施設の緊急停止 4 周辺機器の安全性確保
		消火班 班長 ( ) 代理 ( )	—	1 消防設備の点検整備 2 消火器等による消火活動
		総括班 班長 ( ) 代理 ( )	—	1 転倒, 落下物等の点検確認 2 部外者の立入整理 3 負傷者の応急措置 4 医薬品の補給 5 その他各班のサポート



別表3

## 施設の地震・津波対策に関する点検

対象物	点 検 事 項	適否
建物等 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の耐火，耐震性に異常がないか</li> <li>○ 建物（木造）の土台が老朽化していないか</li> <li>○ 外壁，内壁に亀裂による落下のおそれがないか</li> <li>○ 出入口，廊下，階段に避難障害となる物品がないか</li> <li>○ 照明器具，時計等の取付状況はどうか</li> <li>○ 防火扉の破損，作動状況はどうか</li> <li>○ 機材，設備が震動で倒壊するおそれはないか</li> </ul>	
火気使用 器具関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火気使用設備（ボイラー，ガス関係設備，喫煙所，湯沸所），火気使用器具（炊事器具，暖房器具，電気器具全般）の安全性及び耐震性はどうか</li> <li>○ 火気使用設備等が転倒，落下しないか</li> <li>○ 火気使用器具の周囲に可燃物を置いてないか</li> <li>○ ボンベ等の燃料容器の転倒防止ができていないか</li> </ul>	
危険物 施設関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の貯蔵・取扱状況を適切に把握しているか</li> <li>○ 機器が落下，転倒するおそれはないか</li> <li>○ 装置の緊急停止手順を作業員が把握しているか</li> <li>○ 施設周辺で液状化が発生した場合の対策を講じているか</li> <li>○ 危険薬品の保管場所付近の火気取締状況</li> <li>○ 施設周辺の地盤沈下はないか</li> <li>○ 配管の腐食等劣化の有無</li> <li>○ 配管の可とう管継手が有効な位置に設置されているか</li> <li>○ 収納容器の転倒・落下防止措置は適切か</li> <li>○ 津波被害を検証し，対策を講じているか</li> <li>○ 津波による二次的被害を防止する対策を講じているか</li> <li>○ 船舶荷役中に津波警報が発令された場合の対策を講じているか</li> </ul>	
消防用 設備関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消火器等が指定された場所にあるか</li> <li>○ 消火器等が震動で転倒，落下することはないか</li> <li>○ 固定式泡消火設備の一体的な点検を実施しているか</li> <li>○ 避難設備，消火設備，警報設備の維持管理は適切か</li> <li>○ 消防用設備の非常電源は確保されているか</li> <li>○ 消防用設備の場所・操作方法を周知出来ているか</li> </ul>	
電気設備 及び人命 安全関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常用電源等のバックアップ体制が取れているか</li> <li>○ 従業員等の避難場所が確保出来ているか</li> <li>○ 近隣事業所との協力体制が取れているか</li> <li>○ 停電時の対策が行われているか</li> <li>○ 防災物品，防災資機材を適切に保管されているか</li> <li>○ 津波警報発令時の避難場所を明示しているか</li> </ul>	

別紙1 地震防災隊チェック表

情報伝達班：実施事項	適否	措 置
必要な情報を放送したか		
近隣の災害情報を収集したか		
被害情報を消防へ通報したか		
被害情報を隊長へ報告したか		

避難誘導班：実施事項	適否	措 置
主要な出入口の開放はよいか		
避難経路に障害物はないか		
所定の避難場所を伝えているか		
逃げ遅れがないか		

初期消火班：実施事項	適否	措 置
ガスの元栓を閉止したか		
消防用設備は健全か		
火災危険がないか		
隊長へ火災（危険）を報告したか		

総括班：実施事項	適否	措 置
負傷者はいないか		
非常用電源は確保出来ているか		
防災物品が確保出来ているか		

応急措置班：実施事項	適否	措 置
装置の緊急停止を行ったか		
装置の異常反応はないか		
タンクの元弁は閉まっているか		
タンク・配管に損傷はないか		
ポンプの運転を停止したか		
危険物の漏れはないか		
付近の火気は遮断したか		
立入禁止の表示をしたか		
船舶を湾外へ退避させたか		
電気配線, 器具に異常はないか		
落下物による危険はないか		
消火配管等は健全か		
ガス・蒸気配管に破損がないか		



## 別紙2 緊急放送要領

### ① 緊急地震速報が発表されたとき

「只今、緊急地震速報が入りました。至急、安全な場所に避難してください。…くりかえす…」

### ② 地震発生後

「工場内の皆様にお知らせします。ただ今、震度〇の地震が発生しました。震源地は〇〇でマグニチュード〇〇です。従業員の皆さんは地震津波防災規程に従って直ちに警戒体制に入ってください。なお、外来者の皆さんは、地震防災隊員の指示に従って避難して下さい。なお、津波等に関する詳細情報は分かり次第、お伝えします。」

### ③ 津波警報発令時

「現在、〇〇市に津波警報が発令されました。外来者の皆さんは、地震防災隊員の指示に従って至急避難して下さい。…くりかえす…」

### ④ 従業員へ緊急連絡を行うとき

「緊急連絡…緊急連絡…〇〇工場〇〇階の従業員は至急〇〇へ避難してください。…くりかえす…」

「従業員に緊急連絡…くりかえす… 工場内に〇〇従業員がいないか確認の上、隊長に報告してください。…くりかえす…」

別紙3 津波警報発令時の避難場所（所在地から避難場所までの避難経路）

